

## 第九管区海上保安本部公示第27号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年5月15日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

糸魚川市～出雲崎町の水路測量

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
住所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 糸魚川市～出雲崎町（付図に示すとおり）  
期間 令和5年5月28日から令和5年5月31日まで

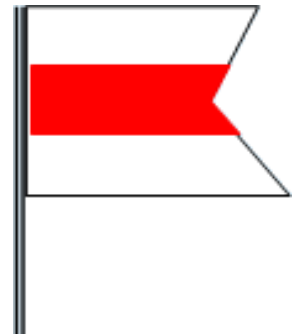
### 3 水路測量の実施方法

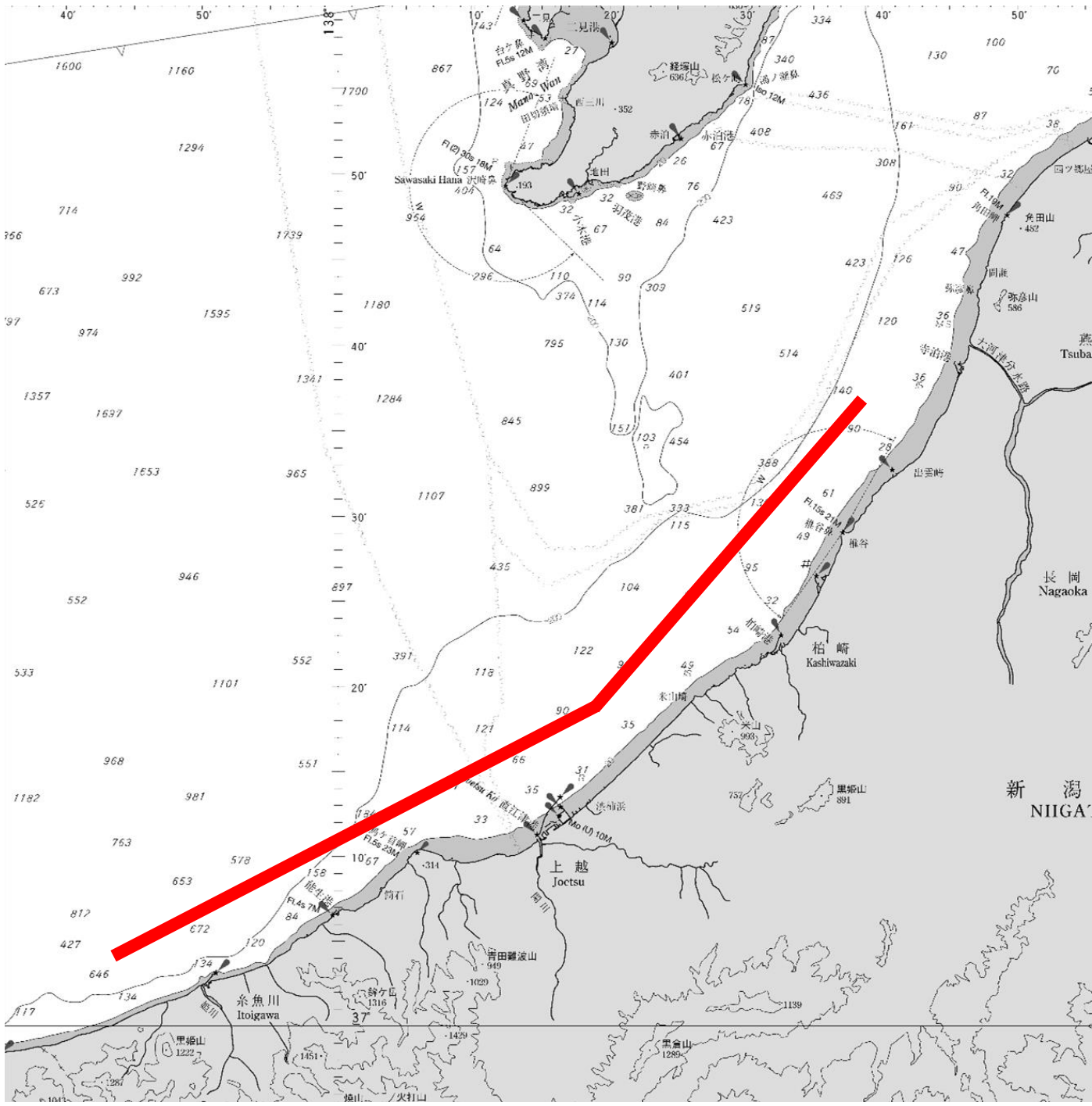
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

### 4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





— 測量区域